

資料3

放医研における規制に関する研究の透明性・中立性の確保について（論点）

H27年3月25日
放射線医学総合研究所

1. 検討の背景

放医研の業務のうち「放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項」については文部科学省と原子力規制委員会の共管であるが、一方、放医研は原子炉等規制法の規制対象となる被規制者でもある。規制対象となる被ばく医療共同研究施設は、共管業務の一つである緊急被ばく医療研究の実施に不可欠な施設であるが、被規制者が規制に関する研究及び業務（以下、「規制関連研究等」）を実施するに当たっては、規制関連研究の公平性・中立性の確保に留意する必要がある。

2. 検討の方向性

- 規制関連研究等の公平性・中立性確保のため、規制関連研究を行う部門と規制対象施設の管理運営、認可申請等を行う部門を分離する考え方もあるが、放医研が実施する放射線防護研究や緊急被ばく医療研究等は原子炉等規制法の規制内容に直接関連するものではなく、規制対象施設の認可を得るために研究の中立性が損なわれることは想定されない。このため、限られた資源を分離することにより規制関連研究等が阻害されることがないよう、組織の分離は行わない。
- 放医研における規制関連研究等のうち放射線障害防止法や放射線審議会の答申に従い各省において整備される規制と関係する放射線防護研究については、ほとんどの場合、科学的データが一旦国際機関等の専門家の議論を経た上で国内規制へ取り入れられるなど、公平性・中立性を確保する仕組みがある。また、放医研における規制関連研究のうち緊急被ばく医療研究については、規制そのものではなく原子力災害医療、緊急被ばく医療等の体制整備の参考となるものである。
- 上記に関わらず、規制関連研究等の公平性・中立性を一層明確とし、放医研が社会的な信頼の上に規制関連研究・業務を進めるためには、原子力の被規制者との関係における放医研の公平性・中立性を確保する自己規制の基準を設定することが適当である。このため、当該自己規制基準とその適切な運用について確認する規制支援審議会を設置する。規制支援審議会は、倫理・コンプライアンス活動推進を目的として設置されている放医研の倫理・コンプライアンス委員会の外部委員及び放射線安全研究の専門家で構成され、その構成員については原子力規制庁及び文部科学省の確認を得ることとする。

資料3

3. 規制支援審議会に関する論点

① 審議対象となる研究の範囲

放射線防護に関する研究及び緊急被ばく医療等に関する研究及び業務（緊急時モニタリング、緊急時線量評価、電話相談、人材育成等を含む。以下、「審議対象となる研究及び業務」。）でどうか。

対象となる原子力の被規制者の範囲案）「原子力の被規制者等」を原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者のうち、研究機関・大学を除く者に限定。

【参考】原子力災害対策特別措置法上の原子力事業者

＜電力会社＞

北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）

＜その他民間＞

リサイクル燃料貯蔵（株）、日本原燃（株）、（公財）核物質管理センター、日本原子力発電（株）、原子燃料工業（株）、ニュークリア・デベロップメント（株）、三菱原子燃料（株）、日本核燃料開発（株）、（株）グローバル・ニュークリア・フェル・ジャパン、（株）東芝、原子燃料工業（株）

＜研究機関・大学＞

（独）日本原子力研究開発機構、（国）東京大学大学院、（国）京都大学、（学）近畿大学

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成 24 年 9 月 19 日 原子力規制委員会決定）より

「被規制者等」とは、原子炉等規制法の規制対象となる者¹（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子炉設備の製造事業者²並びにそれらの子会社³及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう。

* 1：保安規定を定める事業所の組織に属する者

* 2：原子炉設備を製造している部署に属する者

* 3：「保安規定を定める原子力事業者」及び原子力設備の製造事業者（メーカー）の子会社

② 確認すべき自己規制基準の例

（1）寄附金等の受領

○ 対象となる原子力の被規制者からの寄附金等については、審議対象となる研究及び業務を使途とするもの及び使途を特定しないものは、原則受けない。なお、公募等の手続きを経た助成金や、技術指導料、施設利用に伴う負担金等放医研からの便宜供与に対する正当な対価の場合はこの限りでないが、審議会はその内容を確認し、問題がある場合は指摘することができる。

→審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。

資料3

(2) 受託研究・共同研究等の実施

- 対象となる原子力の被規制者との受託研究、共同研究等については、原子力の規制に密接に関連するものは原則行わない。合理的理由があり適正な費用分担が行われている場合はこの限りではないが、審議会はその内容を確認し、問題がある場合は指摘することができる。

→毎年度の受託研究、共同研究等一覧を審議会にお示しして議論頂く。

(3) 上記以外

- 審議対象となる研究及び業務を行う組織においては、対象事業者等の出向者、客員研究員を受け入れない。
※ 但し、対象事業者を辞めた個人を役職員として受け入れることや、他組織に再雇用された個人を出向者、客員研究員等として受け入れることは問題ないと考えてよいか。
- 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の統括者がその職にある間に対象事業者等の株、社債等を新たに購入することを制限し、購入がないことを公表する。仮に既に所持している場合は、一定期間ごとに所持や処分の状況を公表し、公表の際、問題となる利益相反行為がないとの説明を付する。
- 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員に対する対象事業者等への再就職の斡旋を禁止する。
- 役員及び審議対象となる研究及び業務を行う組織の職員が、対象事業者等への兼業として謝金を得て講師や委員の依頼を受けることを禁止する。
- その他、一般に規制支援活動の公平性・中立性を阻害する要因が見られる場合（規制庁から規制に直結するような事業を受託する場合等）に、公平性・中立性を確立するための取組について、本審議会において個別に確認する。

→審議会において該当がないことを確認しつつ、判断が難しい案件が生じた場合は審議会に付議する。

③ その他留意事項

- 放医研は、自己規制基準に鑑み疑義のある事例が生じた場合はいつでも、本審議会に相談することができる。
- 透明性確保のため、本審議会の資料や審議結果は特に機密事項でない限り公表とする。

以上

資料3

原子炉等規制法の規制対象者（原子力規制庁 HP より）

- 実用原子炉（原子力発電所）：電力会社各社
- 核燃料施設等
 - 研究開発段階炉（もんじゅ、ふげん）
 - 試験研究炉等：別添 1 参照
 - 廃棄事業：日本原燃（株）、日本原子力研究開発機構
 - 再処理事業：日本原燃（株）、日本原子力研究開発機構
 - 加工事業：（株）グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン、三菱原子燃料（株）、原子燃料工業（株）、日本原子力研究開発機構、日本原燃（株）
 - 貯蔵事業：リサイクル燃料貯蔵（株）
 - 核燃料物質使用施設：別添 2 参照
 - 核原料物質使用施設：

公立大学法人大阪府立大学 地域連携研究機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東濃鉱山
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター
独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
有限会社ケイピィシィセラックスジャパン
柴田陶器株式会社
ニッソ一技研
野口ビニール加工
美濃顔料化学株式会社
山口耐火有限会社
有限会社イーファーム
株式会社高純度化学研究所 東松山工場
秋田大学国際資源学部附属鉱業博物館
コニカミノルタ株式会社 コニカミノルタ伊丹サイト
日本タンクスティン株式会社 飯塚工場
独立行政法人産業技術総合研究所 つくば中央第 7 事業所
株式会社オハラ
株式会社京都バストピア

【平成 26 年 10 月 23 日現在】

試験研究炉等原子炉施設立地地点

平成24年9月19日現在

	●運転中	建設中	×廃止措置中	計
原子炉施設	14	0	8	22

東海

×東京大学原子炉（弥生）

【日本原子力研究開発機構】

- 定常臨界実験装置（STACY）
- 過渡臨界実験装置（TRACY）
- 原子炉安全性研究炉（NSRR）
- JRR-3
- JRR-4
- 高速炉臨界実験装置（FCA）
- 軽水臨界実験装置（TCA）
- ×JRR-2



むつ

【日本原子力研究開発機構】
×原子力第1船 むつ

大洗

【日本原子力研究開発機構】

- 材料試験炉（JMTTR）
- 高温工学試験研究炉（HTTR）
- 高速実験炉（常陽）
- ×重水臨界実験装置（DCA）



川崎

- 東芝臨界実験装置（NCA）
- ×東芝教育訓練用原子炉（TTR-1）
- ×東京都市大学炉
- ×日立教育訓練用原子炉（HTTR）

横須賀

×立教大学炉

東大阪

●近畿大学炉

熊取

●京都大学炉（KUR）

●京都大学臨界実験装置（KUCA）

核燃料物質使用事業所

(平成26年10月23日現在)

東海 (茨城県)

- 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
- 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
- (公財)核物質管理センター 東海保障措置センター
- ニュークリア・デベロップメント(株)
- 原子燃料工業(株) 東海事業所
- 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

大洗 (茨城県)

- 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター(北地区)
- 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター(南地区)
- 日本核燃料開発(株)

人形峰 (岡山県)

- 日本原子力研究開発機構 人形峰環境技術センター

熊取 (大阪府)

- 京都大学原子炉実験所

六ヶ所 (青森県)

- (公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター

つくば (茨城県)

- 産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所

千葉 (千葉県)

- 放射線医学総合研究所

川崎 (神奈川県)

- (株)東芝 原子力技術研究所

全15事業所